津山市農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

35名

2 募集区域及び定数

区域名	区 域	定数
第1区	東新町・西新町・中之町・勝間田町・林田町・橋本町・上之町・	3 人
	山下・大手町・北町・田町・椿高下・城代町・材木町・伏見町・	
	京町・河原町・堺町・船頭町・小性町・吹屋町・二階町・元魚	
	町・本町2丁目・本町3丁目・新職人町・新魚町・桶屋町・南	
	新座・戸川町・福渡町・美濃町・下紺屋町・鍛治町・細工町・	
	上紺屋町・坪井町・宮脇町・西今町・鉄砲町・西寺町・茅町・	
	安岡町・新茅町・林田・川崎・野介代・小田中・山北・総社・	
	小原・上河原・北園町・志戸部・勝部・籾保・紫保井・沼・大	
	田・弥生町	
第2区	野村・押入・高野山西・高野本郷・上高倉・下高倉東・下高倉	6人
	西・吉見・綾部・草加部・堀坂・妙原・三浦・楢・近長(字八	
	ヶ原・丸山及び南丸山の区域を除く。)	
第3区	荒神山・種・押渕・大谷・井口・津山口・一方・中島・平福・	3 人
	皿・高尾・福田・二宮・院庄・神戸・戸島・横山・八出・小桁・	
	金屋・昭和町1丁目・昭和町2丁目・南町1丁目	
第4区	近長(字八ヶ原・丸山及び南丸山の区域)・河面・福井・田熊・	3 人
	河辺・国分寺・日上・瓜生原・金井・中原・福力・新田・西吉	
	田・池ヶ原・堂尾	
第5区	上田邑・下田邑・西田辺・東田辺・一宮・東一宮・山方・上横	3 人
	野・下横野・大篠	
第6区	加茂町物見・加茂町河井・加茂町山下・加茂町知和・加茂町青	5 人
	柳・加茂町塔中・加茂町小中原・加茂町齋野谷・加茂町戸賀・	
	加茂町黒木・加茂町倉見・加茂町宇野・加茂町原口・加茂町行	
	重・加茂町楢井・加茂町百々・加茂町中原・加茂町成安・加茂	
	町下津川・加茂町公郷・加茂町桑原・加茂町小渕・阿波	
第7区	新野東・西上・西中・西下・新野山形・日本原・市場・大岩・	6人
	大吉・奥津川・上村・中村・杉宮・坂上・原・安井・上野田・	
	下野田	
第8区	坪井上・坪井下・中北上・宮部上・宮部下・中北下・南方中・	6人
	一色・神代・久米川南・領家・宮尾・くめ・戸脇・桑下・桑上・	
	福田下・八社・油木下・油木上・油木北・里公文・里公文上	

3 任用期間

令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

4 身分

津山市の特別職の非常勤嘱託職員

5 職務内容

担当区域における農地パトロール及び農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・ 解消等

6 委員報酬

月額 35,000円

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当区域において活動できる者。 ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく なるまでの者
- (3) 暴力団員等(津山市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等をいう。)
- (4) 市の職員

8 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送により、津山市農林部農業振興 課までご提出ください。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

農業者等(個人)が推薦する場合・・・様式第1号 農業者等(法人又は団体)が推薦する場合・・・様式第2号 応募する場合・・・様式第3号

(2) 提出先

〒708-8501 津山市山北 520 津山市農林部農業振興課

9 受付期間

令和2年1月27日から2月28日まで【期限内必着】

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

10 選考方法

農業委員会が、提出された書類をもとに選考を行い、委嘱します。(必要に応じて面接 を行う場合があります。)

なお、結果は、推薦を受ける者及び応募者全員に文書で通知します。

11 内容の公表

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、津山市ホームページで推薦 及び応募様式に記載された事項(住所及び電話番号を除く。)を公表します。

12 問い合わせ先

津山市農林部農業振興課

電話 0868-32-2159

FAX 0868-32-2093